

平成 23 年度びんリユースシステム構築に向けた実証事業公募要領

平成 23 年 8 月

環境省廃棄物・リサイクル対策部

1. 事業の趣旨

循環基本法においてはリデュース・リユースの優先順位がリサイクルよりも上とされており、容器包装の分野においてもこれらの取組を進める必要があります。環境省では昨年度「我が国におけるびんリユースシステムの在り方に関する検討会」（以下「検討会」）を設置し、リターナブル容器の代表例であるびんのリユースシステム構築を推進するために、リターナブルびんの現状把握及び課題や成立条件の整理を行いました。

今年度は検討会で得られた知見を活用しつつびんリユースシステムの構築に係る情報・経験を集積し広く発信することを目的に、一定の地域の範囲内で、販売店、飲食店や飲料メーカーなどを結んでびんリユースのサイクルを確立させる実証事業を行います。

2. 概要

(1) 公募内容

消費者（業務用を含む）から生じた空きびんが、一定の地域内で効率的・効果的に回収され、洗びんなどの工程を経て再び利用されるシステムを構築する実証事業実施地域を公募します。

(イ) 実証事業の対象主体

本公募の対象となる主体は、びん製容器飲料の販売店、飲食店や飲料メーカーなどを結んでびんリユースシステムの構築に取り組む民間法人、任意団体など（以下「民間法人等」）です。

(ロ) 実証事業の対象地域の要件

公募するびんリユースシステムの実施地域は一市区町村に限らず、複数の市区町村・都道府県で構成されていても構いません。

(2) 事業計画の作成

応募される民間法人等は、構築するびんリユースシステムの仕組み、想定回収量など、以下の内容について様式 2 に沿って事業計画書を作成してください。

(イ) 実証事業実施地域・回収対象びんの種類

実証事業において使用済みびんの回収を行う地域及び実証事業において回収・リユースを行うびんの種類（商品名、容量等）を明示してください。なお、色や形による指定はありませんが、ビールびん、一升びん等既にびんリユースシステムが確立しているものは対象外とします。

(ロ) びんリユースシステムの仕組み

実証事業における使用済みびんの回収・リユースのフローを作成の上、各実施内容について具体的に記述してください。

(ハ) 想定回収量・コストメリット

実証事業により回収が見込まれる使用済みびんの量について記載してください。また、実証事業の実施によるコストメリットの発生（使用済みびんの廃棄物処理に伴う費用の削減等）を見込んでいる場合、当該コストメリットの内容について記載してください。

(ニ) 取りまとめ

本モデル事業の結果について、取りまとめのイメージを明示してください。発生が予想される問題点などについても明示してください。

(3) 事業の経費、契約、経費の支払い方法

本公募により採択された事業計画においては、実証事業を実施する上で必要な経費について、別途、環境省が一般競争入札により選定する事業者に対して事業発注を行います。

具体的には、実証事業の実施主体に対して普及啓発やシステム構築に要する経費（周知媒体制作・活動費用、P 箱等のリース費用、連絡会議運営費用など）の一部を負担します。負担額は1件あたり最大で200万円程度を想定しています。ただし、事業終了後に試算として残る施設整備や購入金額が5万円以上となる備品等の購入等は対象としません。

(4) 実績報告など

実証事業実施による廃棄物の発生抑制効果などを検証するため、実証事業実施主体は、別途、環境省が一般競争入札により選定する事業者に対し、実証事業により回収した使用済みびんの実績などを御報告いただきます。

3. 応募方法等

(1) 応募方法

別添の申請書（様式1）及び事業計画書（様式2）に必要事項を記入の上、環境省リサイクル推進室に様式1、2とも1部ずつ、郵送で提出してください（宅配便も可。ただし、申請書類の応募先への持参、電子メール、ファックスによる応募は受け付けません。提出後、申請書類は返却いたしません。）。

(2) 公募期間

平成23年8月1日（月）～8月25日（木）（当日必着）

(3) 応募先及び問い合わせ先

〒100-8975

東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

担当：沼田、西松

TEL：03-5501-3153（直通） FAX：03-3593-8262

4. 選定

(1) 選定方法

環境省において、昨年度の検討会における議論も踏まえ、びんリユースシステムの構築に係る情報・経験の集積・発信に資するような取組を促進するとの趣旨から、対象事業を選定します。なお、選定過程において、申請者にヒアリングや追加資料の作成等を依頼する場合があります。

(2) 選定基準

対象事業の選定に当たっては、以下の観点から評価を行います。

(イ) 実効性

- ・一定地域内でのびんの回収・リユースについて、高い回収率を確保する等の実効性を上げるための工夫がなされているか。

(ロ) 先進性

- ・現状ではリユースシステムが完成していないびんを対象にする等、先進的な内容が盛り込まれているか。

(ハ) 発展性・波及性

- ・実証事業期間経過後も継続してリユースシステムの構築が見込まれる可能性が相当程度あるか。
- ・びんリユースシステムの形態及びシステム構築の手順について、他の地域にも展開可能な内容になっているか。

(ニ) 独自性

- ・びんリユースシステムの形態について、応募する他の地域にない独自の内容が盛り込まれているか。

(ホ) 関係者との連携

- ・飲料メーカー、びん商、販売業者や自治体といったびんリユースシステムに参加する主体が意見調整する場がある等、関係者間の円滑な連携が図られているか。

(3) 選定結果

選定結果は、9月、申請者へ文書により連絡予定です。

(4) 事業の流れ（予定）

8月 実証事業募集開始

- 9月 実証事業実施地域決定
- 10月～2月 実証事業開始（具体的な開始時期については、実施地域決定後に申請事業者と環境省との間で協議。）
- 3月 報告書提出
- 3月末 精算・支払

5. その他

本公募の申請にあたっては、昨年度開催した研究会（計3回）の資料、議事録、取りまとめなどを以下のURLに掲載しているので、参考にしてください（びんリユースシステムの成功事例に対するヒアリング結果等を紹介しています。）。

http://www.env.go.jp/recycle/yoki/dd_2_council/index3.html

(様式1)

平成23年 月 日

環境省 御中

(事業主体名)

「平成23年度びんリユースシステム構築に向けた実証事業」申請書

標記の件について、別添(様式2)のとおり申請いたします。

連絡担当者窓口

氏名(ふりがな)	
担当部署名	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	

(様式2)

「平成23年度びんリユースシステム構築に向けた実証事業」事業計画書

1. 基本方針

(注意)

応募していただく事業主体においてびんリユース実証事業を申請するに至った背景、ねらい・目的、期待される効果などに言及した上で、本実証事業の基本方針について記述してください。

(A4版2枚以内)

なお、当該事業主体が当該地域において既に何らかのびんリユースを実施している場合は、その取組状況や成果の分かる資料を添付してください。

2. 実施計画

2. 1 実証事業実施地域・回収対象びんの種類

(注意)

実証事業において使用済みびんの回収を行う地域（市町村名）及び実証事業において回収・リユースを行うびんの種類（商品名、容量等）を記述してください。回収を行うびんが複数種ある場合は回収予定のある全てのびんの種類を明記してください。

(A4版1枚以内)

2. 2 リユースシステムの仕組み

参加事業者

(注意)

販売店、びん商、洗瓶業者、飲料メーカーなど、実証事業に参加・関連する全ての事業者・団体名を記載してください。

実証事業計画図

(注意)

実証事業における使用済みびんの回収・リユースのフローを作成の上、各実施内容（実証事業に参加する各事業者・団体がどのような役割を果たすのか）について具体的に記述してください。使用済みびんの回収を行う地域と洗瓶・充填等の工程を行う地域が離れている場合、各工程が行われる地域を明記してください。

(A4版1枚以内)

2. 3 想定回収量・コストメリット

(注意)

実証事業により回収が見込まれる使用済みびんの量について記載してください。また、実証事業の実施によるコストメリットの発生（使用済みびんの廃棄物処理に伴う費用の削減等）を見込んでいる場合、当該コストメリットの内容について記載してください。

(A4 版 1 枚以内)

3. 取りまとめ

(注意)

実証事業の結果の取りまとめイメージについて、具体的に記載してください。また、発生が予想される問題点等についても記入をお願いします。

(A4 版 1 枚以内)。

備考) その他、特記事項がありましたらご記入ください。